

登園許可証

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

ぼっかぼか7丁目保育園

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹 (はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
3	水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹 (※①)	すべての発疹がかさぶたになるまで (※① 第2種感染症の対象ではない)
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	全身の症状が快復し、主治医の許可ができるまで。
8	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり2日経過するまで
9	流行性結膜炎 (はやり目)	目の充血が消えて目ヤニがなくなるまで (眼科医の許可が必要)
10	急性出血性結膜炎	主治医により感染の恐れがないと認められるまで (眼科医の許可が必要)
11	腸管出血性感染症 (O-157 など)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間以降の検便により、菌が陰性と確認されるまで

ぼっかぼか7丁目保育園 園長様

園児氏名 _____

_____ 月

_____ 日から登園してもよいことを証明します

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

切り取り

登園許可証

医師の登園許可が出た上で、保護者が記入した許可証が必要な感染症

ぼっかぼか7丁目保育園

○印	病名	登園のめやす
1	手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
2	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し発熱がなく通常の食事がとれるようになるまで
3	伝染性紅斑 (りんご病)	体力が回復し、全身状態が良好になるまで
4	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで
5	ヘルパンギーナ (夏風邪)	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
6	マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が軽快するまで
7	RS感染症	症状が消失し、全身状態が良好になるまで

ぼっかぼか7丁目保育園 園長様

園児氏名 _____

受診した病院名 _____

通院期間

月

日～

月

日

登園を許可された日

_____ 月

_____ 日

上記に相違ありません

平成

年

月

日

保護者名 _____

印 _____